

目黒区実施計画改定要領

1 計画改定の基本的な考え方

本区では、「ともにつくる みどり豊かな 人間のまち」を目指した基本構想の実現を図るため、政策にかかわる長期的な総合計画として、計画期間を10か年とする基本計画を定めるとともに、基本計画に定める施策を具体化するための短期的な行財政計画として、計画期間を5か年とする実施計画を定めている。

平成27年3月に改定した現行実施計画は、財政計画による財源の裏付けを持ちながら総事業数48事業、5年間の総事業費約201億円の計画とした。このうち、30年度以降の事業費は43億円となっている。

今回の改定は、基本計画の計画期間（平成22～31年度）における最後の改定となることから、基本計画に掲げる施策のさらなる推進を図ることを目的に、今後策定する区有施設見直し計画や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組等も踏まえながら行っていく。

改定に当たっては、新たな財政収支見通しのもと、今後策定する区有施設見直し計画との整合性を図りながら、区政を取り巻く様々な課題に取り組む必要がある。そのため、社会経済状況、国が策定する「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」や東京都の「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン」などをはじめとする国・東京都の動向を的確に把握するとともに、平成28年3月に策定した「目黒区人口ビジョン 目黒区まち・ひと・しごと総合戦略」を念頭に、人口構造の変化等への対応を考慮する。

また、区民意識調査等に基づく区民意見・要望等を適切に反映することとする。

社会保障費をはじめとする経常経費が増加する中で、財源に限りがあることを念頭に、施策や事業の選択と集中を進め、計画期間内に重点的・優先的に取り組むべき事業を厳選しながら、区民福祉の向上につなげるものとする。

2 計画の期間及び改定の時期

実施計画の計画期間は、平成30年度から34年度までの5か年とし、改定の時期は平成30年3月とする。

3 改定案の作成方針

(1) 基本計画に掲げる施策の推進

基本計画で掲げる施策、とりわけ重点プロジェクトについては、目標（目指す姿）に向けて取組を加速していく。

(2) 区有施設見直し計画等との整合

老朽化により建て替えや大規模改修が必要となる施設については、今後策定する区有施設見直し計画の考え方と整合を取りつつ、財政見通しも踏まえ、真に緊急性の高い事業を厳選して計上する。

(3) 体育施設の整備

現行実施計画で見送っている体育施設の整備については、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に係る財源対応を明確化しながら、大会開催時期等を見据え、適切に対応する。

(4) 行政評価の仕組みを活用した実施計画改定の検討

現行行革計画では、項目番号 4-3 で「行政評価制度を活用した効果的・効率的な事業執行の実施」を掲げている。

今回、試行として、行政評価の仕組みを活用して、現行実施計画に掲げる事業について事業評価を行い、これまでの取組について成果等の観点から進捗状況の把握を行うとともに、新たに計上する実施計画事業についても事前評価を行う。さらに、評価結果については公表していく。実施計画の改定に際して、こうした行政評価の視点を加えることにより、現行実施計画事業に対する必要な見直しを行い、さらなる効果的・効率的な事業執行に取り組んでいくこととする（様式は資料 1、1-2「評価シート」を使用）。

(5) 検討対象事業の種類

実施計画に計上する事業は、平成 30 年度から平成 34 年度の計画期間内に財源の裏付けと事業量を明らかにして取り組む必要がある、次のいずれかに該当する事業を対象とする。

ア 施設整備事業

イ 施設整備事業以外の事業で行財政運営上、計画期間内に計画的に取り組む必要がある事業（非施設整備事業で行革計画に掲げるものを除く）

ウ ア及びイ以外の事業で基本計画に掲げる施策を推進するために必要となる主要な事業

4 改定案作成に当たっての留意事項

(1) 広く情報収集を行い、区民意識調査等に基づく区民意見・要望等の適切な反映に努める。

(2) 議会要望事項に留意し計画への反映に努めるとともに、区の附属機関等からの答申・提言・報告の趣旨の反映に努める。

(3) 関係団体、事業者など多様な主体との役割分担や連携・協力を行うなど、新たな事業手法や事業運営の転換についても検討する。なお、施設整備に当たっては、引き続きさらなる民間活力の活用を図る。

(4) 国・東京都との関連施策・事業については、最新情報の収集に努め、国・東京都の

政策や計画等の動向を適切に把握したうえで立案を行う。

- (5) 基本計画を補完する分野別補助計画との整合性を図った立案を行う。
- (6) 建設資材の価格変動や労務単価状況などの動向に注意を払いながら、施設整備事業の実施年度については十分に検討する。
- (7) 各部局長は、所属職員に対し実施計画の改定の趣旨を十分に周知するとともに、改定案の作成に当たっては、積極的に職員参加を図る。また、他の部局や関係機関に関連する施策・事業は、関係する部局や関係機関と十分な調整に努める。

5 区議会の意見の反映

計画策定の各段階で報告し、区議会の意見・要望を求める。

6 住民意見・要望の反映

改定素案についてパブリックコメントを実施する。住民説明会（まちづくり懇談会）、区報等により、区民及び関係団体に周知し、意見・要望を求める。

7 改定のスケジュール（予定）

時 期	内 容
29年 4月 12日 27日	区政に対する意識調査の結果について議会報告 区政に対する意識調査の結果を各所管に周知、検討依頼 実施計画改定要領決定
5月 上旬	実施計画所管案作成依頼 実施計画改定要領について議会報告
6月 中旬	実施計画所管案提出締切
7月	実施計画所管案ヒアリング
9月 下旬	実施計画改定素案決定
10月 上旬 中旬 下旬	実施計画改定素案について議会報告 公表（めぐる区報等）、パブリックコメント実施（～11月下旬） 区民と区長のまちづくり懇談会
30年 1月 下旬	実施計画改定案決定
2月 中旬	実施計画改定案について議会報告
3月	実施計画決定
4月	公表

以 上